

一般社団法人日本建設機械施工協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人日本建設機械施工協会（略称「建機協」、英文名 Japan Construction Machinery and Construction Association 略称「JCMA」）と称する。

(事務所)

- 第 2 条 本会は、主たる事務所（以下「本部」という。）を東京都港区に置く。
- 2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所として必要な地に支部及び研究所を置くことができる。
 - 3 支部及び研究所に関する規程は、理事会の決議により、別に定める。

(目 的)

第 3 条 本会は、建設機械及び建設施工に関する技術等の向上と普及を図り、もって国土の利用、開発及び保全並びに経済及び産業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 建設機械・施工に関する試験・調査・研究・技術開発
 - (2) 建設機械・施工に関する普及・支援活動
 - (3) 建設機械・施工に係る技術者・技能者の育成及び資格付与
 - (4) 建設機械・施工に関する事項の高度化及び標準化の推進
 - (5) 災害時の応急対策等に関する支援
 - (6) 建設業法に基づく技術検定のうち建設機械施工に係る試験等の実施
 - (7) 建設機械工業の振興
 - (8) 建設機械の輸出の振興
 - (9) 建設機械・施工に関する関係方面への建議又は勧告
 - (10) 国際交流活動
 - (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 2 章 会 員

(種 別)

第5条 本会に次の会員を置く。

(1) 団体会員 本会の目的に賛同して入会する法人又は団体

(2) 個人会員 本会の目的に賛同して入会する個人

(3) 支部団体会員 本会の目的に賛同し、当該支部の活動に参加することを目的に入会する法人又は団体

2 前項の会員のうち団体会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入 会)

第6条 団体会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 個人会員として入会しようとする者は、会長の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

3 団体会員は、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する者1名(以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 団体会員及び個人会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める「会費及び入会金規程」の額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 団体会員及び個人会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、当該会員に対し当該総会の日から2週間前までにその旨を通知するとともに、当該総会の決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款その他の規則、又は総会の決議に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する

- (1) 退会したとき。
 - (2) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (3) 総団体会員が同意したとき。
 - (4) 会員が団体会員である場合には、当該法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
 - (5) 会員が個人会員である場合には、当該個人が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき若しくは後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(抛出財産の不返還)

第11条 本会は、会員が前条によりその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第 3 章 総 会

(種別及び構成)

- 第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。
- 2 総会は、すべての団体会員をもって構成する。
 - 3 第1項の総会をもって法人法上の社員総会とし、同項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。
 - 4 個人会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(権 限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第14条 通常総会は、毎事業年度の末日から3箇月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、必要がある場合に、開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総団体会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する団体会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会長は、次の事項を記載した書面をもって、総会の日
の2週間前までに団体会員に通知を発しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) その他法令で定められた事項

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、団体会員1名につき1個とする。

(決議等)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別の定めがある場合を除き、総団体会員の過半数が出席し、出席した団体会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総団体会員の半数以上であって、総団体会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の譲渡
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合、理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。ただし、議決権行使書面における議決権の行使の結果、総会の開催前に、複数の役員の選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、総会において議長が複数の役員の選任議案を候補者全員一括で決議することを出席している会員に諮り、

それに異議が出ない等のときは、一括で決議することができる。

4 総会においては、法令で別段の定めのある場合を除き第15条第3項第2号の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。

5 理事会が、総会に報告すべき事項として通知した場合において、法人法第59条に該当する場合は、報告を省略することができる。

(代理人等による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない団体会員は、あらかじめ通知のあった事項について書面又は電磁的方法によって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合、その団体会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 出席した理事、監事の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) その他法令で定められた事項

2 議事録には、議長及び出席した団体会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

第 4 章 役員、名誉会長、顧問、参与及び運営幹事

(役員の種類及び定数)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上30名以内
 - (2) 監事 2名ないし3名
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以上4名以内を副会長とする。
 - 3 支部には理事1名を置く。
 - 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とする。
 - 5 理事のうち3人以内を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 6 前2項の理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(役員の選任)

第22条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、団体会員の指定代表者の中から選任するものとする。ただし、理事のうち、過半数に満たない範囲で、団体会員の指定代表者以外の者から選任することができる。
- 3 会長、副会長、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 会長は、本会を代表し、法令及びこの定款で定めるところによりその業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、本会の職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができるほか、法令で定められた権限を行うことができる。
- 3 監事は、理事への報告その他法令で定められた義務を果たさなければならない。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第25条 法人法第111条第1項で定める損害賠償責任については、同法第113条第1項により免除することができる額として算定される額を限度として同法第114条第1項で定めるところにより、理事会の決議により免除することができる。

(役員の任期)

第26条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事及び補欠により選任された監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。この場合においては、そ

の役員に対しあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、本会对し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び学識経験者である非常勤の役員に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第29条 本会に、名誉会長1名、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 5 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
- 6 第26条第1項の規定は、名誉会長、顧問及び参与について準用する。

(運営幹事)

第30条 本会に、運営幹事会を置く。

- 2 運営幹事会は、運営幹事25名以内をもって構成する。
- 3 運営幹事会は、第4条第1項各号に掲げる事業の企画立案に関して理事会に対し、意見を述べることができる。
- 4 運営幹事は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、法令に基づき必要があると認めるときは、理事会に報告し、又は意見を述べなければならない。

(権 限)

第32条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 監事は、法令の定めるところにより、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前2項の請求について、会長に対して、会長以外の各理事または監事による理事会の招集の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした会長以外の理事または監事は、理事会を招集することができる。
- 5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が招集する。
- 6 理事会は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催するほか、必要に応じて開催する。
- 7 理事会を招集するときは、理事会の日時及び場所、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、記名押印する。

第 6 章 財産及び会計

（財産の構成）

第 37 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- （１）設立当初の財産目録に記載された財産
- （２）入会金及び会費
- （３）寄附金品
- （４）財産から生ずる収入
- （５）事業に伴う収入
- （６）その他の収入

（財産の管理）

第 38 条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

（経費の支弁）

第 39 条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

（事業年度）

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 41 条 本会の事業計画書、収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については本部に、その写しを支部に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び収支決算）

第 42 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、（１）（２）については報告し、（３）～（５）については承認を受けなければならない

- （１）事業報告
- （２）事業報告の附属明細書
- （３）貸借対照表
- （４）損益計算書（正味財産増減計算書）
- （５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類及び監査報告については、法令で定めるところにより、本部に 5 年

間備え置くとともに、定款及び会員名簿を本部に、その写しを支部に備え置くものとする。

(収支差額の処分)

第43条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の承認を受け、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第44条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事総数の3分の2以上の決議を経るものとする。

第 7 章 部 会 等

(設置等)

第45条 会長は、理事会の決議を経て、事業を執行するため必要があると認めるときは、理事会の下に、部会、専門部会及び委員会を置くことができる。

2 部会、専門部会及び委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 8 章 事 務 局

(設置等)

第46条 本会の事務を処理するため、本部及び支部に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第47条 本部には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 財産目録
- (5) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (7) 理事及び監事の履歴書
- (8) 職員の名簿及び履歴書

(9) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第4号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第49条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に定める法人又は国並びに地方公共団体に寄贈するものとする。

(剰余金分配の禁止)

第51条 本会は、剰余金を分配することができない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故やその他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 補 則

(実施細則)

第53条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121

条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 本会の最初の代理理事は、辻靖三とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の変更（第14条第1項）は、平成30年6月12日から施行する。
- 5 この定款の変更（第28条）は、令和8年7月1日から施行する。